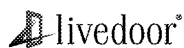


円建転換社債型新株予約権付社債発行に関する取締役会決議公告

株主各位

平成17年2月9日



東京都新宿区歌舞伎町二丁目16番9号

株式会社ライブドア

代表取締役 堀江 貴文

平成17年2月8日開催の当社取締役会において、2010年満期円建転換社債型新株予約権付社債(以下「本社債」といい、本社債の一部をなす新株予約権を「本新株予約権」という。)の発行並びにその要項を決議しましたので、商法第341条ノ15第4項及び第280条ノ23の規定に基づき、下記の通り公告いたします。

記

1. 発行総額 80,000,000,000円
2. 発行価額 額面金額の100%(各本社債額面金額100,000,000円)。
3. 利率 利息は付さない。
4. 払込期日 2005年2月24日
及び発行日

5. 償還期限 2010年2月24日

6. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

- (1)本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とする。
- (2)本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を下記9.記載の転換価額(但し、下記9.で修正又は調整された場合は修正後又は調整後の転換価額)で除した数とする。但し、行使により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により1株の100分の1の整数倍の端株が発生する場合、商法に定める端株の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

7. 新株予約権の総数 800個。

8. 本新株予約権の発行価額 無償とする。

9. 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

- (1)本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。
- (2)本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの金額(以下「転換価額」という。)は450円(以下「当初転換価額」という。)とする。
- (3)本社債の発行後、毎週金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日までの3連続取引日(終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前取引日までの3連続取引日とする。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値の90%に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正される。但し、かかる算出の結果、修正後転換価額が157円(以下「下限転換価額」という。但し、下記(4)により調整される。)を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額

とする。

- (4)転換価額は、本社債発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行または処分する場合(但し、当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換又は行使による場合を除く。)には、次の算式により調整される。なお、次式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、普通株式に係る自己株式数を除く。)をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数}} \times \frac{\text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換され若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる権利(新株予約権を含む。)を付与された証券(新株予約権付社債を含む。)の発行その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

10. 本新株予約権の行使期間

2005年2月25日から2010年2月23日まで

11. 本新株予約権行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

12. 本新株予約権の消却事由及び消却の条件

本新株予約権の消却事由は定めない。

13. 本新株予約権の発行価額及び本新株予約権行使に際して払い込むべき金額の算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連すること、並びに、本社債の利率及び発行価額等のその他の発行条件により得られる経済的な価値と市場環境等を勘案した本新株予約権の価値を考慮し、その発行価額を無償とした。また、本社債が転換社債型新株予約権付社債であることから各本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額とし、当初転換価額は平成17年2月7日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値とした。

14. 募集方法 特定の第三者への全額割当とする。

以上